

定 款

2025年 6 月27日改正

株 式 会 社
富 山 銀 行

株式会社 富 山 銀 行 定 款

第 1 章 総 則

第1条 (商号) 当銀行は、株式会社富山銀行と称する。英文ではThe Bank of Toyama, Ltd. と表示する。

第2条 (目的) 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債、その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

第3条 (本店の所在地) 当銀行は、本店を高岡市に置く。

第4条 (機関) 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法) 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、富山市で発行する北日本新聞および日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数) 当銀行の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

第7条 (自己の株式の取得) 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数) 当銀行の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利) 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

第10条 （単元未満株式の買増請求） 当銀行の株主は、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当銀行に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。

第11条 （株主名簿管理人） 当銀行は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

第12条 （株式取扱規則） 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第13条 （招集） 当銀行の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

② 当銀行の株主総会は、高岡市で開催する。

③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議に基づき招集する。

株主総会の日時、場所および会議の目的である事項は、取締役会の決議によりこれを定める。

第14条 （定時株主総会の基準日） 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条 （議長） 株主総会の議長は、取締役頭取がこれにあたる。

② 取締役頭取事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条 （電子提供措置等） 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 （決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 （議決権の代理行使） 株主は、代理人をもって、その議決権を行使することができる。

ただし、その代理人は、当銀行の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。

- ② 株主または代理人は、代理権を証明する書面を当銀行に差し出さなければならない。
 - ③ 代理権の授与は、各株主総会ごとに行わなければならない。
- 第19条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第20条（取締役の員数） 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

第21条（取締役の選任） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条（相談役） 当銀行は、取締役会の決議により相談役若干名を委嘱することができる。相談役は取締役会の諮問に応じ、または取締役会に出席して意見をのべることができる。

第25条（取締役会） 取締役会は、取締役全員をもって組織し当銀行の業務執行に関する意思を決定する。

第26条（取締役会の招集通知） 取締役会は、取締役頭取が招集してその議長となる。取締役頭取に事故があるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役（監査等委員であるものを除く。）がこれに当る。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することがで

きる。

第27条 （取締役会の決議の方法） 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第28条 （取締役会の決議の省略） 取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第29条 （取締役への委任） 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第30条 （取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第31条 （取締役会規則） 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第32条 （取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33条 （取締役の責任限定契約） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第34条 （常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条 （監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第36条 （監査等委員会の決議の方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条 （監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第38条 （監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 5 章 会計監査人

第39条 （選任方法） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第40条 （任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 6 章 計 算

第41条 （事業年度） 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第42条 （剰余金の配当） 当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

第43条 （中間配当） 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

第44条 （配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

以 上